

令和5年度 石狩市南地域包括支援センター事業評価

※「石狩市地域包括ケア推進のための基本方針」に基づき作成。

※【★】印が今年度の重点目標

(1) 地域包括支援センターの機能拡充【 ★ 】

①相談窓口としての地域包括支援センターの市民周知を継続する。

- ・市民周知として3包括合同作成した広報紙を7月、10月、2月に回覧板として配布した。
→相談窓口としての周知に加え、介護予防、健康管理、権利擁護、認知症についての情報発信を行った。
- ・町内会、高齢者クラブ役員等の地域組織に直接出向いて地域包括支援センターの周知活動を行うことで、地域の状況把握に努める。→高齢者クラブ役員5件の実施ができた。
- ・地域のスーパーマーケットでの健康チェックと相談コーナーについては、店舗と相談し年度内で2回程度の実施を計画。
→10月8日にスーパーマーケットラッキーにて実施、関わった方45名うち、総合相談に繋がったケース5人であった。
- ・障がい福祉課等との連携を強化、複数の支援機関による「チーム」での関わりを行うことで複雑化した家族背景を持った事例に対応する。
→障がい福祉課に限らず必要に応じ保健推進課、福祉総務課、こども相談センター、障害支援事業所、ひきこもりサポートセンター等の支援機関へ幅広く連携することができた。
- ・世代を超えた地域包括支援センターの周知活動を行い、新たな基盤を作る。
→計画していた認定こども園との具体的な活動は、実施できなかったことから次年度に計画する。

②適切な会議と研修の実施。

- ・支援目的に応じた処遇検討地域ケア会議を積極的に行い、必要に応じ制度枠を超えた幅広い支援機関を招集、開催後は個別課題の整理と課題分析を行う。
また3包括共通の地域課題を抽出し、圏域の課題を検討する地域ケア推進会議に持ち込み検討を行い、新たな資源開発・政策提言へとつなげる。
→令和5年度地域ケア会議実績 個別ケース検討会11回実施 地域課題解決型1回 石狩圏域1回 今年度は個別ケースの検討会に加え、同じ地域に居住する住民の共通した課題という観点から、地域住民と共に関わる事ができた。
- ・介護支援専門員連絡会への参画に加え、居宅介護支援事業所への年1回以上の事業所訪問を3包括で分担して行い、介護支援専門員の実情把握に努める。また今年度における居宅介護支援事業所研修会テーマを「精神科医療機関との連携」として困りごとやニーズを事業所訪問の中で集約する。
→居宅介護支援事業所への訪問の結果、精神科医療機関との連携にあたり細かい事前情報を知りたいとのニーズをキャッチし、その後5件の精神科医療機関訪問を実施。

実施後のヒヤリングと今後の精神科医療機関との連携やケースの個別マネジメントについて、研修会を行うことができた(11月17日)。

- 複雑な背景を持つ世帯に対しての家族支援の必要性と手法について事業所内で、勉強会を行い認識共有。他に随時事例検討会を開催。

→各自で対応しているケースについては、必ず事業所内全職員で共有し把握している。

また複雑化している家族への対応と支援方法について学習する機会を設けた。

- 居宅介護支援事業所の介護支援専門員に向けて、市内インフォーマルサービスについての情報提供を行い、積極的なケアプランへの盛り込みを推奨していく。

→各種インフォーマルサービスについて居宅介護支援事業所へ定期的な情報提供を行った。

(2) 権利擁護の推進【 】

①高齢者虐待の早期発見、予防のための取り組みと準備。

- 連携強化を目的に配布した虐待支援に関するDVDに対し、視聴後アンケートの結果を踏まえ今後の虐待疑いケースの実態把握を行う。

→市内通所事業所に虐待支援に関するDVDを配布、視聴後アンケートの結果を踏まえて補足説明等行う為、再度通所事業所訪問している。

- 高齢者虐待への対応として案件が発生した場合には、速やかに対象者の状況を把握し市と連携を取りながら、必ず専門職を含めた複数名での対応を徹底。

→虐待発生時には行政と連携し、迅速な対応を心掛けた。

虐待に対応していく専門職の対応力向上を目的に、スキルアップ研修会への参加。

②消費者被害予防に関する取り組み。

- 消費者被害を予防する為、日頃の相談業務の中で早期発見に努め、必要時には消費生活センターへ適切につなぐ。また連携強化の一環として街頭啓発活動への協力を実施。

→複雑化する手口に対応する為、最新の情報入手に努めた。

- 居宅介護支援事業所介護支援専門員への情報発信や予防教室での周知、啓発。

→町内会や高齢者クラブで消費者被害に対しての講話を実施、居宅介護支援事業所とは実際に発生した高齢者被害について情報共有を行った。

③身寄りがいない人の保証人問題への取り組み。

- 研修と保証会社等の情報収集と共有を行う。

→近年急速に増加している身寄りがいない人への対応策について、事業所内で確認を行った。

また信頼できる保証機関について情報を共有した。

(3) 認知症高齢者への対策【 ★ 】

①認知症地域支援推進員の配置

- 認知症地域支援推進員を中心に、認知症の方が住み慣れた地域で安心した生活ができる環境づくりとして普及啓発、他職種協働の推進。市内の認知症支援に関する活動の情報共有や施策推進、課題解決に向けた取り組みを実施。

推進員が地域のコンビニ等を訪問し、推進員活動の周知を行う。

→地域のコンビニエンスストア等に対して認知症地域支援推進員の周知、SOS ネットワークサポート期間登録について依頼活動を実施。

認知症当事者や本人へのインタビューを実施し課題を割り出した。

②認知症初期集中支援チームとの連携

- ・認知症の事例を把握した場合、初期集中チームとの連携の必要性を行政と柔軟に協議する。
→初期集中チームへの連携を検討しているケースが1件。

③民生委員との連携強化

- ・地域の民生委員との連携を強固に持ち、情報共有を行う。
状況に応じ、民生委員との同行訪問等を実施し早期からのサポートを行い、認知症の方とそ
のご家族が安心できる地域作りを目指す。
→民生委員からの情報提供や依頼には早急に対応し、継続した連携を行った。

④徘徊見守りSOSネットワーク拡充

- ・コンビニを訪問し、SOS ネットワークのサポート協力機関を増やす。
- ・今年度の徘徊声掛け訓練は、南包括が中心となり企画し各包括エリアの商業施設を時間毎に巡
回、9月14日に実施計画。
→あんしん声掛け訓練については、計画通り9月14日に実施。商業施設3か所を中心に3件
の地域住民の方へ活動を行い、足を止めて話を聞いてくれた方が35名、ティッシュを受け
取ってくれた方が20~30名。

⑤認知症カフェの開催。

- ・昨年4月から開始されたみなカフェ花川みなみが、地域の住民にとって交流や相談ができる場
所として定着するように、周知活動を継続。チームオレンジとの連携と協働、また世代を超え
た障害支援事業所やひきこもりサポートセンター、認定保育園等とのコラボレーション企画を
実施する。→毎月1回第3木曜日に「みなカフェ花川みなみ」継続開催(参加人数延 181名で
認知症講話、予防体操、認知症当事者家族やボランティアによる楽器演奏など多彩なプログラ
ムを実施した。

⑥認知症サポーター養成講座の開催。

- 養成講座の開催に加え、児童クラブ対象の寸劇を交えた養成講座の見学も行った。

(4) 介護予防の推進【 】

①介護予防啓発、情報提供活動の推進を継続。

- ・高齢者クラブ、サロン、地域住民に講話やリハビリ専門職との同行による予防体操等の提案。
地域の関係者から得た、生活上心配な高齢者の情報を確認し戸別訪問の実施。
→地域活動の中で得た情報から、数件の個別訪問を実施し地域での見守りや支えあいについて
改めてその必要性について確認した。

②新たな介護予防拠点作りの働きかけ。

- ・今年4月から開催されている南包括主催による介護予防教室「花川南エンジョイ体操教室」、
「介護予防教室花川みなみ」については、月2回で年間14回の開催を計画。活動する中で参
加者の中から新たな拠点作りへの声が上がった場合のサポートを行う。
→新規開催した「介護予防教室花川みなみ」、「花川南エンジョイ体操教室」については、月2
回で年間14回計画通り実施。延参加人数は210人となり、地域への浸透と定着化がなさ

れた。参加者の中で拠点作りへの模索を継続して行っており、具体策について次年度への継続計画とする。

- 新たな集いの場の開拓にも生活支援コーディネーターと連携し情報提供、市民への協力を行う。また、活動が再開できていないサロン等への再開支援を行う。

→コロナ禍の影響で、活動が休止していたサロン等の再開に向けて感染対方法などの情報提供を行った。

(5) 総合事業の推進

①実情ニーズの把握

- 地域の実情やニーズに合った訪問・通所サービスになっているのか、対象者の意向を今後のサービス体系の整備に反映させる。

→令和6年度の法改正に向けて情報提供。

②自立支援への取り組み

- 市が開催する自立支援型地域ケア会議において、提出した事例についての多職種からの助言を得ることで自立に向けたケアマネジメント能力の向上を図る。

→自立支援型地域ケア会議に参加、1事例の提出を行った。

(6) 生活支援体制整備事業の推進【 】

①いしかり地域まるごと会議(第1層協議体)への参加。

→書面開催で実施された。

②生活支援コーディネーターとの連携を強化

- 日頃の総合相談等で把握した個人や地域の課題について、包括内や各事業所での情報共有に限らず、生活支援コーディネーターとの情報交換を強化する。

→毎月の連絡会議で情報を共有、必要性に応じ共働し活動を実施。

地域包括支援センターが開催する地域ケア会議に、生活支援コーディネーターが参加することで、多方面からの検討を行うことができた。

- コーディネーターの活動を事前に把握し積極的に協力すると共に、南包括からの予防教室や高齢者クラブサロン訪問する際での報告等、各々の活動をより効果的に行う。

また新たなサークル等を立ち上げる話が地域から上がった際には、迅速に連携し対応する。

→高齢者クラブやサロン等へ活動で出向く際には、事前に連絡し共有。また新たなサークル等の立ち上げ話が出た際にも、生活支援コーディネーターに相談し助言をいただいた。

(7) 在宅医療と介護連携の推進【 】

①医療機関との連携

- 在宅医療や終末期医療が提供できる体制の整備に向けてのアプローチとして、入退院時に医療機関へ訪問する機会を確保することで、各在宅サービス事業所の役割分担を明らかにし、スムーズで安心できる在宅生活をサポートする。

→医療機関退院時には、退院時カンファレンスに参加、適切なインフォーマルサービスを含めた調整を行った、また退院後の在宅生活やサービス利用状況について連携できた。

令和5年度 石狩市南地域包括支援センター収支報告

南地域包括支援センター	収入		備考
	介護予防マネジメント収入	12,109,322円	
	石狩市からの委託金	19,859,784円	
	収入合計	31,969,106円	
	支出		備考
	人件費	20,482,620円	専門職4人、ケアマネジャー1人
	指定介護予防支援費	914,454円	再委託費
	事務費	3,444,181円	通信運搬費：378,686円、光熱費：186,634円、リース料：777,273円、事務所使用料：650,364円、燃料費：161,913円、保険料等：76,230円、消耗品費：292,547円、旅費：199,990円、広告費：81,989円、その他（保守費・消費税等）：638,555円
	法人本部への事務委託費	5,514,204円	○本部人件費：3,593,011円 ○業務委託費：893,486円 ○支払利息：60,000円 ○本部経費：514,277円 ○手数料：453,430円
	減価償却費	444,000円	建物：218,073円、屋外サイン：26,691円、その他：198,236円
	支出合計	30,799,459円	
収支	1,169,647円		

令和5年度 石狩市花川中央地域包括支援センター事業評価

※「石狩市地域包括ケア推進のための基本方針」に基づき作成。

※ 【★】印が年度の重点目標

(1) 地域包括支援センターの機能拡充【★】

①相談窓口としての地域包括支援センターの周知

- ・担当している地域の町内会は全てではないが現状把握と機能周知を行うことはできた。民生委員協議会の定例会への参加も行えたが、接点の少ない町内会及び民生委員への機能周知を強化するには至らなかった。
- ・民生委員からの相談やこちらから民生委員に相談のうえ、総合相談のケース対応を行うことなどもあり、日頃から相談していただける関係ができてきている民生委員との連携は図れている。
- ・法人や直接依頼で行う出前講座や石狩市を通じて行った講話などで主に高齢者クラブや集いの場を訪問した際には、センター機能の周知も併せて行っている。
- ・石狩圏域地域包括支援センターで協働し、年3回広報誌を作成し配布、回覧できるように活動できた。

⇒町内会への広報活動については、通常業務に追われ、その機会を作ることができなかったが、地域との関係性の構築や潜在的なニーズを把握するためにも町内会との連携は必要と考える。定期的な訪問を継続する中で具体的な連携の形ができるものと考えられることから、次年度も工夫をしながら訪問できるように計画をする。法人としては、引き続き、出前講座を実施していくこととしており、センターとしてもそのような機会に積極的に同行してセンター機能の周知を実施していくようにする。広報誌の発行については、予定通りの発行を行うことができたが、広く周知できたかの評価をどのように行うのかは課題として残る。相談状況については全体の件数は昨年度と比較して増加しているほか、民生委員からの相談も微増。センター機能の周知は徐々に進んでいると感じるが、担当地域の中でも相談者については偏りがある印象。継続的な周知の強化が必要。

②地域や関係機関からの相談対応

⇒相談状況として昨年度と比較すると医療機関とのやり取りが多くなっている。相談対応の結果、医療機関と連携する必要性が多いケースが散見されたこと、意識的に連携を取るためにやりとりをしたことも要因と考える。行政職員とのやりとりも増えており、連携の強化とセンターからも積極的に相談を行うように意識をしてきたことが反映された可能性がある。一方で地域包括支援センターとの相談件数が減少したが、これは一番新しい当センターの周知が一定程度進んできていることも要因かとポジティブに考えている（当センターの認知が低く、他の包括に一次的な相談が入ることも多かった）。

地域ケア会議の開催回数自体は減少。日頃の相談の中で対処ができたとも言えるが、マンパワー不足により会議日程の調整などの時間が取れなかったことも要因。生活支援コーディネーターや民生委員を招集する意識はしていたが、ケースとして必要性が高くなかったこともあり実績として作れなかった。個別課題の解決のためにも地域ケア会議は有用だが、地域課題の抽出を行うという面でも、引き続き積極的に開催していく意識を持ちつつ、招集する範囲は広く持って、多角的な観点で検討できるような配慮をしていくことが必要と考える。

③自立支援に資するケアマネジメントの推進

⇒自立支援型地域ケア会議にはアドバイザー参加に加えて、事例も 1 ケース提供した。居宅介護支援事業所への訪問やケース対応などを通じて連携を図ってきているが、ケアマネジメントの質の向上に繋がるような事例検討や研修などの機会は作ることができなかった。当センターは令和 5 年度に職員が入れ替わったこともあり、次年度以降も自立支援型地域ケア会議への事例提供を継続することに加えて、日常的にもセンター内でのケース共有などを通じて自立支援に資するケアマネジメントの質の向上を図っていく必要がある。

(2) 権利擁護の推進【★】

①高齢者虐待防止に向けた取り組み

⇒高齢者虐待防止 DVD やリーフレットを通所事業所に配布し、視聴後のアンケート調査を行った。その後の出張研修は通所事業所 2 カ所のみにとどまった。高齢者虐待防止への意識はどの程度高まったかについては、その評価方法も含めて課題として残った。

個別のケースにおいては、居宅介護支援事業所のケアマネジャーからの相談ケースなど、必要に応じて虐待コア会議を開催するなどして対応した

「石狩市ひきこもりサポートセンター」との連携については、個別ケースの相談や対応、座談会などを通じて一定程度の強化を図ることができたと評価されており、次年度以降も個別ケースの相談などを通じて引き続きの連携を図っていく方針となっている。

次年度からは介護保険事業所が高齢者虐待防止に関する研修が義務化されることも踏まえた活動内容を石狩市の社会福祉士勉強会などを通じて検討していくことが望ましい。

②成年後見制度や日常生活自立支援事業等の活用

⇒個別のケースにおいて必要と判断した場合にはリーフレットなどを活用して提案などを行っているが、実際に成年後見制度や日常生活自立支援事業に繋がるケースはセンター内ではなかった。身元保証人や身寄りがない高齢者等への支援については、社会福祉士勉強会や権利擁護連携会議にセンター職員を派遣し、また法人の地域連携の会などにおいて専門職を招いて研修会を開催するなど、そのスキルアップや関係機関のネットワーク強化を図ることはできたと評価しているが、それが実際のケースにどのように生かされているかの把握には至らず。

課題が表面化する前から、制度や事業のことを把握してもらえるように広く周知活動を行うことが重要であることは変わらない。今後も制度や事業の提案や周知の機会を作ること意識していくことが望ましい。

③消費者被害の防止

⇒法人や石狩市を通じて、また直接依頼があった出前講座で石狩市消費生活センターと協働して地域住民に対して消費者被害を未然に防げるような啓蒙啓発活動を 5 回実施（センター単独でも 1 回実施）した。参加する地域住民はいずれも興味関心の高い内容なのか、積極的に質問を行うなど一定程度の周知を行えた印象がある。個別のケースにおいても、認知機能の低下などの要因から消費者被害と思しき事象の対象となっているような場合には石狩市消費生活センターにも相談して対応できた。

昨今の報道などにあるように消費者被害や特殊詐欺については、地域住民も興味や関心の高いものとなっている印象があり、このような時期に積極的に周知を行うことで、その効果はより高まるものと思われるため、次年度以降も継続的に石狩市消費生活センターなどと連携

して啓蒙啓発活動を行っていくことが望ましい。

(3) 認知症高齢者への対策【★】

① 認知症地域支援推進員の派遣と認知症初期集中支援チームによる支援

⇒認知症地域支援推進を派遣することで、全市的な認知症の啓発活動に参画した。担当地域にあるコンビニエンスストアを訪問したほか、認知症ケアパスを推進員で分担して地域の居宅介護支援事業所等に配布し、石狩市の認知症施策について周知を図った。市内の認知症看護認定看護師とも連携して、市内の専門職や民生委員、地域住民に対して認知症対応や施策などについての啓蒙啓発の機会を作ることができた。

センターに寄せられる認知症に関連する相談についても、個別対応における評価として支援が不足していたケースが全くなかったとは言い切れないが、可能な限り必要に応じた介入を行ってきた。その中で初期集中支援チームを活用したケースはセンター内ではなかったが、今後も意識的に活用する視点を持って認知症に関連するケースの対応を行っていくことが望ましい。地域住民や関係機関、市内の企業などの団体への啓蒙啓発活動も継続し、支援の輪を広げていくことが重要。

② 認知症カフェの開催

⇒毎月、センター主催の認知症カフェを開催し、地域住民やサ高住入居者、介護・医療関係者などに参加いただいた。コンセプトとしてのミニ講話のパートを市内等の様々な専門職に協力を依頼して毎月行ってきた。年度の後半は講話の内容も「認知症」をテーマにしたものを意識的に設定したことで、認知症カフェの活動を通じて認知症の周知啓発にも繋がったほか、参加する人もアンケートの内容から認知症のテーマのほうが関心が高いこともわかってきた。

「認知症マップ」の作成や周知を継続しており、センターの利用者が作成してくれたものを展示するなど少しずつ発展している。地域の病院や施設などに寄付するなど、より発展的な活動にできれば。一方で担当地域において認知症カフェの新規立ち上げの支援を行うことはできなかった。

③ 石狩市徘徊・見守り SOS ネットワークの拡充

⇒認知症地域支援推進員中心に「声掛け訓練」の活動に参加し、地域住民への認知症の方の理解（特に徘徊時の見守りなどの対応について）について啓蒙啓発を行った。担当地域のコンビニエンスストアの訪問を通じて SOS ネットワークへの登録勧奨を行ったが、認知症の方への対応に抵抗（勘違いであったらどうしようなど）もあり、スムーズに登録いただけないことも少なくなった。次年度も前提として「認知症の理解」を進めていくことと並行して、地域の様々な機関や店舗（銀行や郵便局を想定）への訪問と登録勧奨を継続していくことが必要と考える。

(4) 介護予防の推進【 】

⇒センターが主催する介護予防教室については予定通り月 2 回の開催を継続した。登録人数はキャパシティを超えているものの、実際の毎回の参加は 10 名強となっており、ある程度参加者は固定されてきた印象がある。年に 2 回は体力測定の手続きをやり運動の機会を持ち続けることへの動機づけを行ってきたほか、一度ロコモティブシンドロームについての説明会も開催し、説明を聞いた方が骨粗鬆症の健診を受検したことがあった。このことから単なる運動の

機会だけでなく広く介護予防に寄与できる工夫の余地があることがわかった。法人のリハ職の資源を活用して「健康体操」や「フレイル」をテーマとして市内の各団体に出前講座を3回実施、センターの認知症カフェにもHARPに協力いただき講話を行ってもらった。石狩病院の看護師向けにICFについての勉強会を市内のリハビリ職に協力していただき開催することもでき、広くリハビリテーション職の活用を行うことができたと評価している。

(5) 総合事業の推進【 】

⇒多様な訪問型、通所型サービスの整備に資するよう、実際に利用する対象者から情報を収集するよう心掛けたものの、実際に情報を活用してサービス提供者と連携するまでには至らなかった。活用する予定でいた「興味・関心チェックシート」については、その他の業務に追われて実際に活用することができなかった。生活支援コーディネーターとは、個別のケースなどを通じて情報提供依頼を掛けるなど連携したが、センターが得た情報を提供するには至らなかった。

(6) 生活支援体制整備事業の推進【 】

⇒生活支援コーディネーターとの情報共有や情報提供依頼について、センターからのアプローチが不足していた感は否めない。定期的に生活支援コーディネーターとの情報共有や提供(依頼)を行えるような工夫とともに、生活支援体制整備事業の推進に向けたセンターとしての主体的、積極的な関わりを行えるように意識していく。

(7) 在宅医療と介護連携の推進【 】

①いしかり医療と福祉のまちづくりひろばの企画運営委員として参画

⇒「いしまちひろば」の定例会への出席し、研修運営に参画。石狩市福祉総務課の生活保護ケースワーカーと地域の相談職との研修会と座談会を開催した。

②石狩市介護支援専門員連絡会への参画

⇒石狩市介護支援専門員連絡会に役員として参画し、会則変更に向けた協議などを行った。北海道介護支援専門員協会の石狩市の代議員として職員を派遣し、石狩管内の介護支援専門員に向けて研修会を開催した。

石狩圏域の地域包括支援センターの主任介護支援専門員連絡会にて、地域の居宅介護支援事業所を訪問し、介護支援専門員が抱える課題などを把握し、その内容に則した研修会を開催した。ケアマネジメントの質の向上に繋げるための直接的な研修会の開催は行えなかったが、個別ケースに対する助言や同行訪問は少ないながらも行った。

③医療機関との連携

⇒受診時、入退院時の医療機関への訪問や相談対応などを通じて医療機関との連携の強化を図るよう心掛けた。

介護関係機関、医療機関等を対象として「地域連携の会」と題して、事例検討会を開催し、地域ケアの底上げ、顔の見える関係づくり、連携の強化を図った。

主任介護支援専門員連絡会主催の研修会では、準備段階から市内外の精神科医療機関を訪問しPSWとの面談を通じて各医療機関の特徴などについて情報収集を行い地域の居宅介護支援事業所にフィードバックをしたほか、市内医療機関のPSWに講義をしてもらうなどアンケート結果からも評価いただける研修会を開催できた。

「いしまちひろば」の運営委員、北海道介護支援専門員協会代議員、地域包括支援センター職員、法人職員など様々な立場から、地域の医療、介護関係者に向けた研修会や連携強化のための活動を行った。多様な機関や職種が連携するためには互いを知り、顔の見える関係を作っていくことの重要性を再認識した。今後も連携強化を図ることができるような活動をセンターとしても強化していくことが望ましい。

令和5年度 石狩市花川中央地域包括支援センター収支報告

花川中央地域包括支援センター	収 入		備考
	介護予防マネジメント収入	11,779,864円	
	石狩市からの委託金	22,000,000円	
	収入合計	33,779,864円	
	支 出		備考
	人件費	30,815,357円	専門職3人、ケアマネジャー6人 (退職者、途中入職者含む)
	指定介護予防支援費	779,182円	再委託費
	事務費	7,037,943円	通信運搬費:661,545円、光熱費:1,522,156円、燃料費:113,950円、 保険料等:294,301円、消耗品費:547,133円、旅費:732,780円、負担金:3,166,078円
	減価償却費	1,401,627円	
	支出合計	40,034,109円	
	収 支	▲6,254,245円	

令和5年度 石狩市北地域包括支援センター事業評価

※「石狩市地域包括ケア推進のための基本方針」に基づき作成。

※ 【★】印が今年度の重点目標

(1) 地域包括支援センターの機能拡充【★】

①地域からの様々な相談を一旦全て受け止め、必要に応じて実態把握を行い、地域包括支援センターの各業務につなげる。または、適切な機関と調整の上、引き継ぐ。

→毎月、センター内において総合相談支援検討会議を開催。困難性の高いケースについては、センター内で支援方針を決め、必要に応じて地域ケア会議を開催し関係機関との連携体制を作りチームアプローチを実践した。

②相談窓口としての地域包括支援センターの周知：民生委員との連携強化

・担当エリアの民生委員、町内会役員等、地域関係者への挨拶回りを通じ地域の実情を把握すると共に相談窓口としての役割周知を行うことでネットワークを強化する。

→事業や個別ケースを通じ町内会役員、民生委員・児童委員等を訪問、地域の実情について把握し、個別ケースについては地域関係者と連携しながら対応することができた。

・民生委員児童委員連絡協議会において事例共有の場を作り連携を強化する。

→石狩北地区民生委員児童委員協議会において連携事例の共有を行い、地域包括の役割を周知するとともに連携の方法について協議することができた。

・地域における関係機関、地域関係者については、構成、連絡先、地域特性等に関する情報をリスト化し管理する。

→新たに地域より得られた情報については、更新しながら情報を管理した。

③地域包括支援センターだよりの発行

・石狩圏域地域包括支援センター合同広報誌に加え、センター独自の広報誌発行を継続する。

→石狩圏域全住民対象：3回/年、北包括担当エリア住民対象：2回/年広報誌を発行。相談窓口としての役割、認知症予防、高齢者虐待予防等、広く市民に向けて情報を発信した。

④地域住民、ケアマネジャーからの相談に対し、必要に応じて地域ケア会議の開催、認知症初期集中支援チームへの相談等の手段を用いて関係機関とのネットワークを強化する。

→地域ケア会議個別ケース検討会7件/年実施。石狩圏域地域ケア会議1件/年実施。

個別ケースから得られた地域課題に対し、石狩圏域の地域包括支援センター合同で地域ケア会議を開催。地域課題の共有と、課題に対する取り組みについて検討した。

テーマ「精神科領域の課題を抱える家族等への支援」

→初期集中支援チームへの相談は1件。

④一般企業、地元大学等、地域の社会資源とのネットワークを強化

・藤女子大→学生、教職員に対する認知症サポーター養成講座の開催、認知所カフェへの参加を検討する。

→藤女子大学学生及び教員7名を対象に認知症サポーター養成講座を開催した。また、2年前に養成講座を受講した学生たちと共に認知症カフェをコラボ開催した。栄養に関するミニ講座を実施するなど、住民と若い世代の交流の機会につながった。

- ・地域の社会資源であるコンビニ、美容院等を訪問し、地域包括支援センター及び認知症地域支援推進員の周知を行う。
- 認知症地域支援推進員により市内のコンビニエンスストア16箇所に対し、電話・訪問による推進員の役割周知、SOS ネットワーク登録を広げる活動を行った。

(2) 権利擁護の推進【 】

- ①高齢者虐待の予防と早期発見、早期対応のための関係機関との連携強化
- ・市民向けに作成した高齢者虐待防止のリーフレットを用いて、予防に向けた周知を実施。
- 通所事業所対象に「虐待防止啓発DVD」を配布し、依頼のあった事業所に対し出前講座を実施した。(実績 2事業所)。市民に向けては、3包括合同広報紙において、虐待の予防と早期発見を広く周知した。
- ・虐待支援対応職員の対応力向上を目的に市内地域包括支援センター合同で虐待対応スキルアップ研修会を開催する。
- 虐待対応職員に対しスキルアップ研修を2回/年開催した。外部講師を依頼しマニュアルの改訂内容、高齢者虐待の対応における大事なポイント、連携・役割の認識について学び、職員の対応力向上につなげることができた。
- ②地域ケア推進会議で検討された地域課題（身元保証問題）に対する取り組み
- ・医療機関との座談会の実施
 - ・外部研修会の企画、実施
- 地域課題に関連するテーマについて、相談対応職員のスキルアップを目的に研修会を実施。
- ①市内外の行政書士 テーマ「終末期に課題となる身元保証や財産管理について」
- ②法テラスとの合同研修会 テーマ「法テラスの相談機能について」
- ③引きこもり相談支援センターとの連携強化
- ・相談室まるしぇとの座談会、研修会の企画、実施
- 前年度に続き、まるしぇと2回目の座談会を実施、事例を紹介しながら双方の機能や支援方法について理解を深めることができた。
- ④消費者被害に関する周知、啓蒙
- ・消費者協会、北警察署からの情報収集、居宅介護支援事業所への情報発信により被害予防に向けた周知啓蒙活動を行う。
- 市内外居宅介護支援事業所に対し、消費者被害防止のに関する最新情報を月1回メール配信
- 令和5年度石狩市消費者被害防止ネットワーク会議への参加

(3) 認知症高齢者への対策【★】

- ①認知症地域支援推進員の派遣
- ・認知症の方とご家族を支える地域づくりに向けた普及啓発、他職種協働の推進。今年度開催予定のRUN 伴、注文をまちがえるレストラン事業への参加
- 市民向け講座の開催「深めよう。もっと知ろう。認知症」 参加者：78名
- 専門職向けケア力向上研修 参加者：48名（うち民生委員12名）

・市内の美容室、コンビニに対し、実態把握及び認知症地域支援推進員の周知を行う。
→**居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護：5か所、市内コンビニ：16か所
地域サロン：6か所**

②認知症初期集中支援チーム員としての役割

・地域からの認知症に関する相談に対し、実態把握を実施するとともに初期集中支援チームへの相談、地域の社会資源の活用等、総合的に支援する。

→**前年度からの対応継続1件、市への相談1件、チーム支援には至らず。**

③徘徊見守り SOS ネットワークの拡充

・一般企業、商店等を訪問し、SOS ネットワークのサポート協力機関を増やす。
・徘徊見守り等模擬訓練の実施を検討。

→**市内認知症地域支援推進員合同あんしん声掛け訓練に参加：市内スーパー3か所**

→**石狩振興局管内 SOS ネットワーク連絡会議、江別・石狩地域認知症連絡協議会参加**

④認知症カフェの開催、充実

・「みなカフェ花川北」の定期開催、カフェを通じて他機関との連携を模索する。

→**月1回「みなカフェ花川北」を継続開催：参加者（実15名/延べ75名）**

生活支援コーディネーター、市内デパート職員、藤女子学園学生・教員等参加。

→**出張「みなカフェ in 厚田」開催に向けた協力**

→**「みなカフェ in 八幡」の立ち上げに向けた支援：R5.1 2月プレオープン**

→**月1回「家族のつどい」を継続開催**

家族からの介護相談は多く、潜在的ニーズはあると考えられるが、つどい参加者が少なく実施場所や開催方法の工夫、相談者や地域への周知が今後の課題。

⑤認知症サポーター養成講座の開催

・一般市民、企業等に対し認知症サポーター養成講座開催を開催する。

→**3回開催：市民図書館（13名参加）、藤女子学園（6名・教員1名）、石狩翔陽高校2年生（保健医療福祉／12名）に実施。**

・認知症サポーター養成ステップアップ講座の開催により、認知症の方とご家族を支える人材を養成する。

→**認知症サポーター養成講座ステップアップ講座にて講話**

・毎月の認知症地域支援推進員連絡会において、認知症サポーター養成講座実施状況、周知等について情報共有、意見交換実施。

→**キャラバンメイトの集いに参加。他メイト活動やサポーター養成講座の情報をすることで、養成講座の内容や実施方法に活かすことができた。**

（4）介護予防の推進【★】

①介護予防の啓発、情報提供を推進

・担当エリア内の町内会、活動再開しているサロン、高齢者クラブ等を訪問し、地域関係者より把握した心配な高齢者を対象に実態把握を実施し、介護予防についての情報発信を行う。

→市内の再開されているサロン5か所への実態把握実施。実情を把握するとともに地域包括支援センターの相談機能を周知する。

②活動再開できていないサロン等への再開支援（社会福祉法人との連携）

- ・長期間に渡り活動を休止している町内会に対し、介護予防教室（地元の特別養護老人ホームと連携）を開催し活動再開に向けた足掛かりを作る。

→緑ヶ原町内会 緑虹クラブ再開に向けた支援

- ・昨年度、石狩希久の園協力のもと介護予防教室を3回開催。そのことをきっかけに住民自ら屋外でのラジオ体操を開催、11月からは自主グループ再開を果たすことができた。
- ・参加者の介護予防に関する動機づけ講話の実施「医療機関PTによる介護予防教室開催」

→花畔農住町内会 自主グループ再開に向けた支援

- ・町内会長に対し何度かアプローチし、仕事が落ち着く冬季期間での介護予防教室を計画。町内会と共催で1月から3月にかけての介護予防教室開催を果たすことができた。
- ・介護予防教室は、特養ばんなぐろの協力を得て開催、地元社会福祉施設と地域を結びつけるきっかけにもつながった。

③サービス未利用者の要支援者に対する実態把握

- ・要支援認定を受けているサービス未利用者に対し郵送による相談窓口の周知を行い、総合相談に応じて実態把握し必要な支援につなぐ。

→サービス未利用者を抽出し、書面による地域包括支援センター周知を行う

（5）総合事業の推進【 】

①自立支援型地域ケア会議への事例提出

→自立支援型地域ケア会議へ1事例提出、事例検討、評価実施

②日常生活支援総合事業への円滑な移行、「自立支援」「積極的なインフォーマルサービス活用」に向けた職員の資質向上

- ・事業所内での事例検討会定期開催（月1回）
- ・新規ケアプラン作成時、認定更新時に「アセスメント、目標達成状況、サービス利用卒業」を重点にケアプランを点検する。
- ・総合相談支援検討会を開催（月1回）し、センターとしての支援方針検討、継続ケース進捗確認、終結の判断を行う。

→事業所内での事例検討会開催：8事例開催。居宅介護支援事業所ケアマネ、社会福祉協議会、精神科医療機関PSWなど、関係機関を交えた事例検討会を開催した。

→新規ケアプラン作成時、認定更新時に「アセスメント、目標達成状況、サービス利用卒業」を重点にケアプランを点検、ケアプランに生かすことが出来た。

（6）生活支援体制整備事業の推進【★】

①生活支援コーディネーターとの連携強化

- ・地域の実情に合わせ休止中の地域サロン等の再開に向けた取り組みを共同で行う。
- ・地域包括支援センター主催の地域ケア会議には、生活支援コーディネーターの参加を促

し、地域課題の共有と検討を行う。

→自主グループ再開支援、八幡での認知症カフェ開催など、生活支援コーディネーターと協議を重ねながら、協働で事業を実施することができた。

→地域包括支援センターが開催する地域ケア会議には、生活支援コーディネーターに参加してもらい個別ケースからみえる地域課題を共に検討した。

②いしかり地域まるごと会議（第1層協議体）への参加

→書面開催

（7）在宅医療と介護連携の推進【 】

①いしかり医療と福祉のまちづくり広場の企画運営委員として参画

→定例会に参加、関係機関との連携体制、今後のまちづくりに向けた協議を重ねた。

②石狩市介護支援専門員連絡会への参画

・市内介護支援専門員に対し、アセスメント向上に向けた研修会を開催（3包括合同）

・石狩市介護支援専門員連絡会事例検討会への参加

・石狩市内の居宅介護支援事業所を訪問し、地域のケアマネジャーが抱える課題や実情を把握する（3包括合同）

・介護支援専門員が抱える困難事例に対し、地域ケア会議等を活用し課題解決を支援する。

→居宅介護支援事業所訪問を実施、アンケート、聞き取りを通じてケアマネが抱える課題の集約を行った。結果は、研修会としてケアマネへフィードバックすることができた。

→ケアマネからの相談に対し地域ケア会議を開催。課題に対するチームアプローチの体制を作り、ケアマネジメントの支援につなげた。

→市内ケアマネジャーを対象に研修会を開催：テーマ「精神科医療機関との連携について」

③医療機関との連携

・医療機関からの相談に対し、院内退院時カンファレンスへの参加、自宅への退院前家庭訪問への同行等、患者さんの退院に向けて速やかな調整を行う。

・医療機関からの依頼により外来患者等の実態把握訪問を実施、情報共有と連携を強化する。

・精神科医療機関への訪問を通じて、地域包括支援センターの周知及び総合相談体制の強化を目的に情報収集を行う。

→医師からの相談に対しては実態把握を行い、結果を主治医へ報告。支援方針など協議の上、支援することが出来た。

→市内外5か所の精神科医療機関の実態把握を実施。実態把握の結果は、市内居宅介護支援事業所向け研修会においてケアマネと共有し、今後の連携体制に向けて検討を行った。

→所内事例検討会に精神科医療機関のPSWをまねき、個別のケース検討を行った。

令和5年度 石狩市北地域包括支援センター収支報告

北地域包括支援センター	収 入		備考
	介護予防マネジメント収入	11,214,758円	
	石狩市からの委託金	19,600,000円	
	収入合計	30,814,758円	
	支 出		備考
	人件費	24,720,886円	専門職3人、ケアマネジャー2人
	指定介護予防支援費	1,466,061円	再委託費
	事務費	2,259,303円	通信運搬費：804,295円、リース料：640,750円、燃料費：136,701円、保険料等：131,861円、消耗品費：163,761円、旅費：21,718円、負担金：180,810円、印刷費：109,413円、備品購入費：15,599円、その他：54,395円
	法人本部への事務委託費	2,454,472円	○本部人件費：2,025,437円 ○保険料：287,875円、借入金利息：67,735円、租税公課：39,865円、弁護士等報酬：33,560円
	減価償却費	0円	
	支出合計	30,900,722円	
	収 支	▲85,964円	

令和5年度 石狩市厚田地域包括支援センター事業評価

※ 「石狩市地域包括ケア推進のための基本方針」に基づき作成

※ 【★】印が年度の重点目標

(1) 地域包括支援センターの機能拡充【★】

① 相談窓口としての地域包括支援センターの周知

- ・ 75歳以上の方たちを対象とし、実態の把握や相談、介護予防に関する知識の普及などを目的に22名を訪問した。訪問した方達から、新型コロナウイルスの影響で長期間、外出の機会が減少していたことで人との交流が減ったことや、新型コロナウイルスが5類に移行したことにより、生活形態を変えることでの感染症への不安などの相談があった。また、ゴミを捨てることや買い物などが大変になった、透析や受診などの交通手段の確保、空き家の問題など幅広く相談があり、関係する部署と連絡をとり対応した。
- ・ 厚田包括支援センターだより（年4回発行）や高齢者クラブで、地域包括支援センターの相談窓口としての周知を行った。
- ・ 地域おこし協力隊が主催しているイベントに2回参加し、包括支援センターのパンフレット配布や役割についての説明を実施した。その場で介護相談についての相談があり、後日、訪問と電話による相談を実施している。
- ・ 各地区の高齢者クラブ及び介護予防教室で、介護予防についての講話やパンフレットの配布を行い、包括支援センターの周知を実施した。
- ・ 厚田駐在員とともに年金支給日に郵便局前での詐欺への注意喚起と、厚田地域包括支援センター周知のためのパンフレットを配布した。

② 「ケース検討会」の開催（各月2回）

- ・ 厚田区内の介護サービス事業所やケアマネージャーとともに、情報共有と自立に向けた支援についての検討や地域課題の抽出などを目的に、計24回会議を開催した。

③ 見守りマップ更新の実施

- ・ 厚田地区民生委員協議会に参加し、厚田地区の民生委員と一緒に見守りなどの支援が必要な方の状況や地域課題について情報共有を行った。

④ 地域ケア会議の開催と参加

- ・ 個別ケース会議や地域課題についての会議を開催した。

(2) 権利擁護の推進

① 相談窓口としての周知

- ・ 消費生活センターとともに高齢者クラブへ訪問し、地域包括支援センターのパンフレットを配布、高齢者虐待や成年後見制度、消費者被害などに関する相談窓口であることを周知した。

② 高齢者虐待の予防と早期発見、早期対応

- ・ 高齢者虐待の予防と早期発見、早期対応を行うために地域住民や民生委員と協力して、情報の収集を行った。

③ 詐欺予防のための活動

- ・ 消費生活センターとともに高齢者クラブへ訪問し、詐欺防止についての講話を実施した。
- ・ 厚田駐在員と協力し、郵便局前で詐欺予防についてのパンフレット配布などを行った。

(3) 認知症高齢者への対策

① 脳健康教室の開催

- ・ 脳健康教室の参加者とスタッフに対して、教室内で認知症予防についての説明を実施した。

② 高齢者クラブへの対応

- ・ 高齢者クラブに、認知症を予防する生活について説明した。

③ 認知症サポーター養成講座(中止)

- ・ 認知症サポーター養成講座は、コロナウイルス感染症予防のため中止した。

④ みなカフェ in 厚田(認知症カフェ)

- ・ 認知症地域支援推進員とともに、虹が原会館で「みなカフェ in 厚田」を開催した。訪問看護ステーションポプラの作業療法士による認知症についての講話や、希久の園やサンサンイシカラの利用者が店員役を引き受けて頂き、来場者は認知症についての理解を深めることができた。また、企画や周知の段階から北包括の協力を得て、虹が原地区だけではなく、緑ヶ原地区からの参加が多くあった。普段から、虹が原地区と緑ヶ原地区は交流のある地区のため、来場者同士の顔なじみも多く、なごやかに参加していた。来場者はスタッフ含め 43 名と、盛況で講話内容や当事者による給仕など好評だった。

(4) 介護予防の推進【★】

① 介護予防教室の開催

- ・ 介護予防に資する集いの場の充実や、ボランティアスタッフの育成に努めるために介護予防教室開催や高齢者クラブでの講話などを実施し、99回延べ842人の参加があった。

② 介護予防の啓発・情報提供

- ・ 高齢者クラブや包括支援センターだよりで、介護予防についての情報提供を実施した。

③ 健康の維持増進のための取り組み

- ・ 生活習慣病予防のための栄養や運動指導、また疾患の増悪予防のために教室開催や電話や訪問による健康相談を行った。

(5) 総合事業の推進

① 要支援者などに対する支援

- ・ 自立に向けた適切なサービスが実施できるように、ケース検討会開催や個別ケース検討会を通して、自立支援、地域課題の抽出と解決に向けた取組みを、他の職種、機関などと連携し行った。

(6) 生活支援体制整備事業の推進【★】

① 生活支援コーディネーターとしての取り組み

- 厚田区では包括支援センター職員が生活支援コーディネーターを兼務しているため、通いの場の見える化やニーズ調査などを行い、生活支援 CD 連携会議やチャット形式会議を開催し、情報共有や地域課題などへの対応を検討している。また、1層及び2層生活支援 CD による会議を開催し、情報共有や地域課題の検討が円滑になるよう努めた。この他、第1層協議体を通して石狩市全域及び各地区における通いの場・生活支援や交通網等が継続的に支援できるように協議・連携を図った。

② 集落支援員との連携

- 集落支援員が主催する会議に出席し、地域住民とともに厚田区で生活していく上での課題や、それを解決するための仕組みづくりについて話し合った。既存の様々なサービスを見直すことで、会議に参加した役員が理解を深め、シルバー人材センターなどの登録を検討する機会になっていた。

(7) 在宅医療と介護連携の推進

① 在宅医療と介護の連携

- 入退院時に本人や家族、病院、地域住民などからの情報に基づき、医療機関や介護サービス事業所などの関係機関と調整をおこなった。また、本人や家族、ケアマネなどからの依頼を受け、病院受診同行や退院時のカンファレンスの参加、連絡調整などを行っている。

<令和5年度 介護予防教室実績>

教室名など	目的	実施回数	参加数(延)
1.転倒予防教室	転倒を予防する体づくり	26回	297人
2.脳の健康教室	認知症の予防と地域スタッフの育成	25回	162人
3.いきいきリハビリ「厚みの会」「望の会」「虹の会」	閉じこもりの予防と地域スタッフの育成	36回	250人
4.各高齢者クラブでの講話や健康相談、体操の実施	介護予防に関する知識の普及と包括支援センターの周知	9回	96人
5.冬の運動教室	生活習慣病などの予防	3回	37人

令和5年度 石狩市浜益地域包括支援センター事業評価

※「石狩市地域包括ケア推進のための基本方針」に基づき作成。

※ 【★】印が今年度の重点目標

(1) 地域包括支援センターの機能拡充【★】

①相談窓口としての包括支援センターの周知

- ・「生き生き通信」を毎月発行し、全戸配布を行った。
- ・「青空体操クラブ」、「緑ジョイクラブ」二つの介護予防事業を実施する中で、身近な相談窓口であることの周知に努めた。

②地域ケア会議の開催

- ・個別ケース検討会を2回実施した。
- ・「浜益ケアマネージャーネットワーク会議（浜ケアネット）」を3月に予定していたが、日程調整がつかず年度中に実施することができなかった

③地域協議会、民生委員協議会への参加

- ・地域協議会に2回参加した。
- ・民生委員協議会に1回参加した。ひきこもりサポートセンター ジェルメ まるしえと連携し、ミニ講話を実施、地域のケースについての情報共有だけでなく、関係機関との連携強化につながった。

(2) 権利擁護の推進【★】

①消費者被害防止に向けての取り組み

- ・「緑ジョイクラブ」において、消費生活センターの出前講座を計3会場で実施した。

②司法書士によるミニ講話の実施

- ・浜ケアネット主催の学習交流会で「終活について学ぼう」をテーマに実施した。区内の介護事業所、診療所、浜益支所から16名の参加があった。相続の基本的な知識や遺言書、相続にまつわる最新情報を含めてお話を聞くことができた。日常的に高齢者と接する職種としてのスキルアップ、自身の家族や地域の事例にも目をむけるきっかけにもなった。

③高齢者虐待の予防、早期発見に向けての取り組み

- ・通所介護事業所へ、市包括社会福祉士勉強会で作成した、虐待予防のDVD・リーフレットを配布し職員に周知した。

(3) 認知症高齢者への対策

①認知症サポーター養成講座の実施

- ・小中学校のPTAを対象に開催を検討したが、調整がつかず未実施となった。

②「生き生き通信」での認知症特集

- ・認知症の基本的な理解について毎月掲載した。早期発見や相談につながることを意識した紙面構成に心がけた。

③認知症カフェの開催

- ・「みなカフェ・はまます」：参加者50名、4回開催
- ・「カフェスト」にご協力いただき、R5年度は6～9月まで月1回開催した。ミニ講話を毎回実施し、会場までの送迎はふくしの里にご協力いただくなど、どなたにも来ていただけるような場づくりに努めた。手探りの定例開催であったが、自然な雰囲気での交流ができる空間となっていた。

(4) 介護予防の推進

①介護予防事業の継続、情報提供

- ・「青空体操クラブ」：参加者318名（7地区12会場、計63回開催）
5～10月まで実施。「ラジオ体操」「生き生き体操」の合い間に、脳トレやミニレクを実施。
- ・「縁ジョイクラブ」：参加者160名（7地区5会場 計28回開催）
11～4月まで実施。体操やストレッチ、筋力アップ運動、脳トレを行った。3月はコロナ前まで実施していた調理実習を復活、簡素化したメニューではあったが参加者の満足度が非常に高かった。

②地域サロン「カフェ・クローバー」の活用

- ・開設から4年目となり、スタッフや参加者、地域の様々な方がカフェを通じて繋がることができ
ており、介護予防の場としても一役を担っている。カフェを含め、包括主催の介護予防事業で参
加の周知を行った。

(5) 総合事業の推進

①地域資源の活用

- ・地域の中での役割や住民同士の交流の状況を把握し、アセスメントするよう努めた。介護保険サ
ービスだけではなく、「青空体操クラブ」などの介護予防事業や「カフェ・クローバー」などつ
どいの場への参加につなぐことも意識した。

②専門職との連携

- ・理学療法士（地域包括ケア課）を活用した訪問支援を月1回実施。自立支援に向け「あるべき姿」
や目標設定について助言をもらった。

③自立支援型地域ケア会議への参加

- ・2回出席。R5年度はモニタリングで1事例を提出した。

(6) 生活支援体制整備事業の推進

①介護サービス充足調査の実施

- ・介護サービス充足状況調査：92名
前回はR2年度に実施。浜益区での介護サービスや介護施設入所の希望動向等、訪問による聞き
取りを実施した。今回の調査では、サービスは充足していると回答した人が多かったこと、また
7割以上の方が浜益区内での暮らしを望んでいた。サービス提供体制の維持、健康寿命を延ばす
介護予防への取り組みがなお一層必要と感じた。

②生活支援コーディネーターとの連携

- ・「青空体操クラブ」「縁ジョイクラブ」などの介護予防事業や、「カフェ・クローバー」「みなカフ
・はまます」の企画調整等、連携して事業実施にあたった。

(7) 在宅医療と介護連携の推進

①退院時カンファレンスへの積極的な参加

- ・市内3件、市外3件、オンライン2件のカンファレンスに出席した。その他入院・入所時の同
行、医療機関からの相談時に必要な情報提供など対応を行った。

②国保診療所との連携

- ・国保診療所の看護師とのケースカンファレンスを毎月実施し、支援内容の確認やケース検討会の
必要性も意識しながら取り組んだ。

令和5年度地域包括支援センターの自己評価

自己評価指標	標記場所・根拠	南	中央	北	厚田	浜益
1 組織・運営体制等						
(1) 組織運営体制						
1 市町村が定める運営方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定しているか。	年度計画	市が年度初めに定める運営方針の内容に基づいた事業計画を作成した。	市の運営方針に沿った内容で策定を行った。	運営方針に沿った事業計画を策定している。計画策定にあたっては、事業所内全スタッフにて読み合わせを行い事業ごとの担当者を決め取り組んでいる。	市が定める運営方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定している	市の地域包括支援センター運営方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定している
2 事業計画の策定に当たって、市町村と協議し、市町村から受けた指摘がある場合、これを反映しているか。	連絡会	事業計画の策定に当たっては、事前及び作成後に内容の確認を行い、市からの指摘があった場合は改善している。	市とも協議、確認をしながら計画を策定した（協議記録なし）。	毎年、市町村に対して運営方針について説明の機会を求め、不明点について質問をし理解を深めている。	事業計画の策定に当たっては、市と協議し策定している	事業計画の策定に当たっては、市と協議し策定している
3 市町村の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られているか。	連絡会 随時	包括連絡会議及び日々の報告、連絡の中で随時助言、指導を受け改善している。	連絡会や都度の連絡、調整などで、支援や指導を受けた場合はその内容に応じた業務改善を行っている。	月1回の連絡会議、専門会議において市より業務に関する指導、助言を受け、業務改善にあっている。	運営協議会からの意見に基づき、介護サービス事業所との連絡を市と協議しながら行った	包括連絡会や、運営協議会から出された意見を、事業計画に反映させるなどして改善を行っている。
4 市町村が設置する定期的な連絡会に、毎回、出席しているか。	運6 (1) ②イ	休むことなく毎回参加している。	毎月の連絡会に管理者が出席している。	月1回の定例会には参加、その場で包括の運営、地域課題について意見交換を行っている。	市が設置する定期的な連絡会に、毎回、出席している	定期的に開催している包括連絡会に出席している。
5 市町村から、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報の提供を受けているか。	連絡会 メール	必要な内容についてはメールや連絡会議の中で情報を得ている。	必要な情報については適宜、相談のうえ提供してもらっている。基礎的な情報については年度当初に提供を受けている。	必要な情報、データに関しては、包括より市へ依頼し情報を得ている。	高齢者人口や高齢者世帯、サービス利用状況など、ニーズの把握に必要な情報提供を受けた	高齢者人口、世帯、認定率など、統計的な指標についてその都度依頼し情報提供を受けている。
6 把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの取組における重点項目を設定しているか。	年度計画	前年度に把握した担当圏域での課題を、重点目標の策定時に反映させている。	前年度の活動を通じて把握した現状等をもとに重点項目を設定した。	総合相談、地域への実態把握をもとに重点項目に設定し事業緒に取り組んだ。	把握した担当圏域の重点項目を設定した	前年度評価に加え、総合相談の内容や統計指標等で圏域の現状を整理し、重点項目を設定している。
7 3職種（それぞれの職種の準ずる者は含まない）を配置しているか。	運6 (1) ③イ	3職種の人員を配置している。	3職種それぞれを配置している。	3職種を配置している。	3職種を配置している	2職種（保健師、社会福祉士）を配置している
8 市町村から、年度当初までに、センター職員を対象とした研修計画が示されているか。	別途周知	市から今年度始めに年間の研修予定が示されている。	年度当初に研修計画の提示を受けている。	年度当初に開催が決まっている研修予定は提示されている。その後も研修開催が決まった時点で予定を示されている。	市から、センター職員を対象とした研修計画が示されている	市から年度当初までに、センター職員を対象とした研修計画が示されている。
9 センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修（Off-JT）を実施しているか。	運6 (1) ③カ	職場での仕事を離れての研修（Off-JT）を実施できなかった。	参加している。	法人において経験年数に応じたリーダーシップ研修、管理者研修等の研修の機会があり、対象職員のみ参加している。	センターに在籍する全ての職員に対して、職場での仕事を離れての研修（Off-JT）を実施している	職場での仕事を離れての研修（Off-JT）は実施できなかった。
10 夜間・早朝の窓口（連絡先）を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	運6 (1) ⑤	夜間・早朝の窓口（連絡先）を設置していることについては、ホームページ上での周知ができています。	事業所の電話番号から事業所携帯電話へ転送される設定としている。事業所の連絡先については、パンフレットに掲載し周知を行っている。	夜間、早朝の窓口は、事業所電話が転送されセンター長にて受ける体制を取っている。包括の担当利用者に対しては周知を行っている。	転送用の電話で緊急時の対応を行っている	夜間・早朝は支所守衛室につながる。必要に応じて担当者に連絡をいただき対応している。パンフレット・HPでの周知はしていない。
11 平日以外の窓口（連絡先）を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	運6 (1) ⑤⑥	平日以外の窓口（連絡先）を設置していることについては、ホームページ上での周知ができています。	上記同様	夜間、早朝の窓口は、事業所電話が転送されセンター長にて受ける体制を取っている。包括の連絡先はパンフレット等に記載している。現在、ホームページ作成中にて、令和6年度中の運用開始を予定している。	転送用の電話で緊急時の対応を行っている	平日以外は支所守衛室につながる。必要に応じて担当者に連絡をいただき対応している。パンフレット・HPでの周知はしていない。
12 パンフレットの配布など、センターの周知を行っているか。	運6 (1) ⑥	年間数回で発行している広報誌やホームページ上での周知ができています。	関係機関の会合への訪問や出席、地域の集いの場への訪問など、地域住民と接する機会があれば、その都度パンフレットを配布している。	圏域包括合同で3回/年広報誌を発行している。また、担当地域においてセンター独自の広報紙を発行している。	厚田地域包括支援センターだより」を年4回発行し、周知を行っている	「いきいき通信」を毎月発行、自治会を通じて全戸配布している。
(2) 個人情報の保護						
13 個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル（個人情報保護方針）を整備しているか。	契約特記事項 運6 (2)	市町村の取扱方針に従って個人情報保護マニュアルを作成している。	市の「個人情報取扱特記事項」に基づき、個人情報保護マニュアルを作成している。	センター内で個人情報保護マニュアルを作成している。年1回、法人内での監査を受けており、指導、助言を受けている。	個人情報保護に関する市の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル（個人情報保護方針）を整備している	個人情報保護に関する市の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル（個人情報保護方針）を整備している
14 個人情報が漏えいした場合の対応など、市町村から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知しているか。	契約特記10	個人情報保護マニュアルの中で、対応方法を確立している。	委託契約において規定が定められているが、R5年度は具体的な指示を受けた実績なし。	マニュアル作成時、センター職員間で読み合わせを行っている。	個人情報が漏えいした場合の対応など、市から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知している	個人情報が漏えいした場合の対応など、市から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知している
15 個人情報保護に関する責任者（常勤）を配置しているか。	規定なし	常勤で配属されている。	個人情報保護マニュアルにおいて、管理者を責任者として配置している。	センター長が責任者としている。	センター長を個人情報保護に関する責任者として配置している	センター長を個人情報保護に関する責任者として配置している
16 個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っているか。	規定なし	持ち出しや開示の要請時に備え、日頃から準備している。	個人情報の持出、開示の実績なし。	ケース記録の持ち出しについては、各担当者にて日報に予定を記載し、ケース記録返却時センター長が確認している。	個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っている	個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っている
(3) 利用者満足の向上						
17 市町村の方針に沿って、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録しているか。	運6 (3)	苦情対応体制として苦情処理簿を準備し、対応した際には記録している。またインシデント報告書についても準備している。	センターで苦情対応体制は整備しているが、苦情自体ないため記録はなし。	センター内に苦情対応マニュアルを作成している。その中に対応策が記載されており、内容はセンター内で読み合わせを行っている。	市の方針に沿った、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録している	相談苦情事故対応マニュアルを作成し、苦情内容や苦情については苦情受付簿に記録を行っている
18 センターが受けた介護サービスに関する相談について、市町村に対して報告や協議を行う仕組みが設けられているか。	運6 (3)	相談内容や件数等については、毎月報告書にて連絡。必要に応じ協議をリアルタイムで実施している。	必要に応じて、その都度または定期的な連絡会や相談内容に応じた会議体の開催により市へ報告や協議を行っているが、明確な仕組みは設けていない。	特に困難性が高いケース、地域課題を含むケースについては市主催の連絡会議にて報告、必要に応じて協議している。	市との連絡会や個別ケースの相談・報告などを行う仕組みが設けられている	必要に応じて、定期的な連絡会での報告、相談を行っている。
19 相談者のプライバシー確保に関する市町村の方針に沿い、プライバシーが確保される環境を整備しているか。	契約仕様書4	契約書にて明記されている。	相談対応時にはセンター内の相談室にて受けることとしており、プライバシーは確保している（紙面やデータはなし）。	来所相談については面談室を用意しており、相談内容に合わせて活用しプライバシーを守っている。	相談者のプライバシー確保に関する市町村の方針に沿い、プライバシーが確保される環境を整備している	相談内容によっては、相談室で面接を行いプライバシー保護に努めている。

自己評価指標	標記場所・根拠	南	中央	北	厚田	浜益
2 個別業務						
(1) 総合相談支援業務						
20 地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理しているか。	運7 (1) ⑦	地域における関係機関ネットワーク情報については、検討・計画段階である。	民生委員以外はマップ及びリストで管理している。	担当エリアの単位町内会長宅への周知活動を通じ得られた情報をリスト化し管理しているが、役員変更のあった町内会については更新できておらず、随時作業を行っている。	地域における関係機関・関係者の連絡先等をリストで管理している	地域における関係機関・関係者の連絡先等のリストを作成している
21 相談事例の終結条件を、市町村と共有しているか。	運7 (1) ⑧	市とセンターが共通の認識のもと所定の終結条件が整った段階で、終結としている。	市の地域包括支援センター運営方針にて共有されている。	総合相談事例の終結条件は市町村より示されており、その条件にそって終結、継続支援の判断をしている。	相談事例の終結条件を、市と共有している	市の地域包括支援センター運営方針にて共有されている。
22 相談事例の分類方法を、市町村と共有しているか。	システム	共通のPCソフトを使用し、分類管理できている。	システム上での分類方法を市と共有している。		相談事例の分類方法を、市と共有している	システムに基づき分類し、共有している
23 1年間の相談件数を市町村に報告しているか。	運協報告	所定の書式で報告している。	システム入力した内容を帳票出力して報告している。	毎月、相談件数を市町村へ報告、年間件数を累計している。	報告している	毎年市に報告している
24 相談事例解決のために、市町村への支援を要請し、その要請に対し市町村からの支援があったか。	随時	対応困難な事例については、随時市への相談により、協力支援をいただいている。	対応に苦慮する場合や支援を要すると判断した場合などは連絡し支援を受けることができています。	虐待が疑われるケース、地域ケア会議開催が想定される総合相談ケースについては、必ず市町村へ相談し助言を受けながらチームとして対応している。	市からの助言を受けながら、事例への支援を実施できた	困難事例に関して、市に相談し助言や支援を受けることができています。
25 家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめているか。	運7 (1) ⑨	所定の報告書と、PC内ソフトへの記録を行っている。	件数の把握、相談内容の記録は行っているが、それらを整理してとりまとめてはいない。	相談者として家族からの相談件数は分類されているが、その内容までは取りまとめていない。	相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめている	相談者、相談内容をシステムに記録している。
(2) 権利擁護業務						
26 成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準が、市町村から共有されているか。	別途周知	紙面に共有されている。	個別ケースにおける市長申し立てとなる場合は共有が図られているが、別途基準の提示は受けていない。	市町村長申し立てが行われる事案については、市町村担当者よりその判断に至る経緯を説明していただいている。	市と共有されている	市と共有されている
27 高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、市町村と共有しているか。	フロー図	フロー図にて実際の対応手順について、市と共有できている。	高齢者虐待対応の流れについて書面（フロー図）により、市と共有できている。	個別支援の過程において、その都度対応の流れについて協議し共有している。	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れは、市から示されたフロー図で共有している	高齢者虐待対応の流れについて、市から示されたフロー図により共有している。
28 センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。	随時	虐待対応についての、会議を年間で実施することができている。	ケースごとの報告、相談、コア会議の開催などを通じて高齢者虐待事例への対応策を検討している。	各ケースのコア会議の場面において、都度対応について協議されている。また、石狩市と市内全域の地域包括支援センターが共催し、虐待支援における共通課題をテーマにスキルアップ研修を実施している。	市が開催する高齢者虐待防止に関する会議で、高齢者虐待事例への対応策を検討している	市が開催する高齢者虐待防止に関する会議で、高齢者虐待事例への対応策を検討している
29 消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応しているか。	運7 (2) ③	消費者相談センター及び警察との連携のもと、相談に対応している。相談内容に対しての記録は、随時システム上で行っている。	消費者被害に関する相談対応実績はないが、総合相談から消費者被害を受けていると思われるケースは市の相談窓口と連携して対応している。	センターが受けた消費者被害に関する相談は、消費生活センターに相談し、連携しながら対応している。	消費者被害に関し、消費生活センターや警察、ケアマネ等と連携して対応している	消費者被害の相談を受けた際は、消費生活センターや必要に応じて警察にも相談し、対応している。
30 消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組を行っているか。	運7 (2) ③	毎年行っている民生委員への定例会の中で、周知を行っている。その他各研修会や会議にて介護支援専門員やサービス提供事業所への、情報提供を行っている。	適宜、情報提供しているが、取り組みとしては実施していない。	毎月、消費者センター発行の通信を関係する居宅介護支援専門員に情報発信している。	消費者被害に関する情報を、民生委員・高齢者クラブ等へ情報提供した	介護予防事業の中で、消費生活センターの出前講座を実施し、広く区民へ周知している。
(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務						
31 担当圏域における居宅介護支援事業所のデータを把握しているか。	運7 (3) ①④	市からの情報を紙面で管理できている。	居宅介護支援事業所への訪問時に把握した情報について整理している。事業所ごとの人員についてはR2.3未時点で更新なし。	年1回、石狩圏域3地域包括支援センター合同で居宅介護支援事業所巡りを行い、情報を集約している。	担当圏域における居宅介護支援事業所のデータを把握している	圏域に居宅介護支援事業所は直営1か所のみ（包括と兼務）
32 介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に、指定居宅介護支援事業所に示しているか。	運7 (3) ③	研修会について計画しており事前に紙面で情報提供している。	研修会の開催方針を踏まえて、市内主任CMとの意見交換を経て、研修会を開催した。年度当初に開催時期まで提示はできていない。	年度当初に研修実施を見据えたアンケート、居宅介護支援事業所訪問による実情把握を行い、その結果として年度中に研修を開催しフィードバックすることを示している。	年度当初に厚田圏域を担当する介護支援専門員に、事例検討や情報共有を目的とした会議日程を示している	研修会や事例検討会の開催について、居宅介護支援事業所に直接案内がある。
33 介護支援専門員に対するアンケート・意見収集等についての市町村からの情報提供や、市町村による研修会の内容等を踏まえ、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づく事例検討会や、個別事例を検討する地域ケア会議を開催しているか。	運7 (3) ①④	介護支援専門員に対するアンケート・意見収集したものを集約し、事例検討会や地域ケア会議の開催に結びつけ、内容については記録している。	居宅CMとの意見交換などを通じて、研修会を開催したほか、ニーズに応じた個別事例を検討する地域ケア会議も開催している。	地域の介護支援専門員からの総合相談に対しては、地域ケア会議個別ケース検討会を開催し、その課題解決に向けた支援チーム作り、具体策の検討を行った。また、市内の1人ケアマネを対象にセンター内で開催している事例検討会に参加していただき、合同で検討会を開催した。	厚田圏域を担当する介護支援専門員に、事例検討や情報共有を目的とした会議日程を示している	浜益ケアマネージャーネットワーク会議の中で、介護支援専門員の事例に基づき、地域ケア会議を開催した。
34 担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者との意見交換の場を設けているか。	運7 (3) ⑥	市内包括支援センターで構成する主任ケアマネ連絡会や市内居宅ケアマネージャー連絡会議や各種研修会の中で意見交換できている。	市内居宅介護支援事業所を訪問して面談しているが、多様な機関との意見交換の場を設けることはできていない。	居宅介護支援事業所訪問により把握した介護支援専門員のニーズに基づいて、地域包括支援センター研修会を開催した研修を通じて関係機関との意見交換を行った。	厚田圏域を担当する介護支援専門員や介護サービス事業所との意見交換を定期的実施している	浜益ケアマネージャーネットワーク会議を主催。区内介護施設や診療所、浜益支所に所属するケアマネが参加し、意見交換を行う場を設けている。
35 介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する介護予防教室のための出前講座等を開催しているか。	運7 (3) ⑦	地域住民に対して介護予防・自立支援に関する介護予防教室について感染対策を実施しながら年間で7件実施している。	認知症予防に関する出前講座を開催したほか、法人資源を活用した出前講座の開催した。	圏域で開催している地域のサロンをめぐり、地域包括支援センターの役割周知、認知症地域支援推進員についての周知を実施している。また、花畔地区ではコロナ禍に活動休止した住民自主グループの再開支援を行った	各地区の老人クラブに対し、介護予防に関する話を実施している	通年で地域に出向き介護予防事業を実施している。
36 介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	運7 (3) ⑧	介護支援専門員から受けた相談事例について所定の書式で管理、経年的な件数も把握している。	件数は概ね把握しているが、経年的な把握はできていない。	市町村から提示された分類項目により、相談件数を集約、毎月報告している。	介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握している	居宅介護支援事業所と包括を兼務し、職員も重複しているため、相談事例として計上していない

自己評価指標	標記場所・根拠	南	中央	北	厚田	浜益
(4) 地域ケア会議						
37 地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール等を盛り込んだ開催計画が市町村から示されているか。	運7 (4)	市から提示されている、地域包括支援センター運営方針で地域ケア会議開催について盛り込まれているが、その中で示されている。地域課題を検討する会議を2回開催	地域包括支援センター運営方針において開催計画が示されている。	市町村から示されている運営方針に基づいて、個別、圏域地域ケア会議を計画、実施している。地域ケア推進会議については、開催時期、参加者、実施方法について市町村と協議した。	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール等を盛り込んだ開催計画が市から示されている	市の地域包括支援センター運営方針において開催計画が示されている。
38 センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知しているか。	運7 (4) ⑤	センター職員・会議参加者には周知しているが、地域の関係機関に対しては周知が弱かった。	開催趣旨について、会議前に周知を行っている。	センター職員に対しては年度当初に運営方針の読み合わせを行い共通認識を持っている。地域ケア会議開催時には、会議開催の目的を参加者に説明している。また、ケースの状況に応じて会議には地域関係者の参加も依頼した。	センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知している	センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知している
39 センター主催の地域ケア会議において、個別事例について検討しているか。	運7 (4) ①	個別事例検討会議を年間12回開催し検討した。	個別事例について検討している（複数回実施したケースあり）。	令和5年度は個別ケース検討会7回実施している。	センター主催の地域ケア会議において、個別事例について検討している	令和5年度は、個別事例検討会を1件実施した。
40 センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	運7 (4) ① 運7 (5) ④	ケースの概要に応じて、障がいの就労支援事業所や障害支援事業等幅広く他職種と連携し対応策について講じている。	自立支援型地域ケア会議への事例提供のほか、個別事例の地域ケア会議においても自立支援を意識した協議を実施。	地域ケア会議個別ケース検討会では、今後起こりうる事態について予測し、検討すべき事項として取り上げ、対応策を検討している。	センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じている	自立支援型地域ケア会議への事例提供のほか、個別事例の地域ケア会議においても自立支援を意識した協議を実施。
41 市町村から示された地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応しているか。	運7 (4) ④	地域ケア会議を開催する際には、個人情報の取り扱い指針に基づき対応している。	市より提示されている「個人情報取扱特記事項」に基づき対応している。	地域ケア会議開催にあたっては、会議開始前に個人情報取り扱いについての誓約書に署名をもらっている。	市から示された地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応している	市から示された地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応している
42 センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有しているか。	運7 (4) ①⑤	議事録をまとめ参加メンバー及び市と、情報共有。	議事録や検討事項をまとめ、必要に応じ参加者間で共有している。	地域ケア会議終了後、議事録を作成し、石狩市への報告、参加者への議事録配布を行っている。	議事録や検討事項はまとめているが、参加者全てとの間で共有していない	議事録や検討事項はまとめているが、参加者全てとの間で共有していない
43 地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしているか。	運7 (4) ①E	会議後個別事例の動きについて随時モニタリングを行うことができている。	モニタリングを実施している。	継続支援の過程において、会議後の変化について適時モニタリングを行っている。ケースによっては地域ケア会議を複数回開催している。	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしている	個別事例に関して、随時モニタリングを行っている。
44 センター主催の地域ケア会議において、地域課題に関して検討しているか。	運7 (4) ②	地域ケア会議の中で、個別事例から見える地域課題についての検討を毎回実施している。	個別事例の地域ケア会議において個別ケースを通じた地域課題について検討する時間を設け協議している。	個別ケース検討会の中で、ケースに含まれる地域課題について参加者と検討を行った。また、集約された地域課題の中から、圏域の包括支援センター共通の課題に対し、圏域地域ケア会議を開催し検討を行った。	センター主催の地域ケア会議において、地域課題に関して検討している	浜益ケアマネージャーネットワーク会議の中で、介護支援専門員の事例に基づき、地域ケア会議を開催した。
45 センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、市町村に報告しているか。	運7 (4) ①③	市には議事録を毎回提出しており、その中に記載されている。	地域ケア会議での検討事項を議事録等にまとめて市に報告している。	圏域で開催された地域ケア会議については、市町村職員にも参加していただき、共に検討している。	センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、市町村に報告している	地域ケア会議での検討事項を議事録等にまとめて市に報告している。
(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援						
46 自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知しているか。	運7 (5) ①F	日々の業務の中で自立支援に向けた観点から、基本的な考えや実際のプランニングについて、事業所内にとどまらず委託先のケアマネージャーとも共有。また、市が開催する自立支援型地域ケア会議において、自立に向けたケアマネジメントについて再確認している。	市からの基本方針については、センター職員間で共有できているが、居宅介護支援事業所への周知までは行っていない。	市町村から自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関する基本方針は示されていて、センター職員と居宅介護支援事業所とも共有している。	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知している	市の地域包括支援センター運営方針に記載された項目について、センター職員に周知している。
47 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけたことがあるか。	運7 (5) ①I	生活支援コーディネーターとも連携しながら、高齢者クラブ、サロン、サークル等多様な社会資源について整理しプランへ位置づけている。	介護保険給付や総合事業以外に医療機関などの社会資源を計画に位置付けているケースがある。	所内において、毎月ケアプラン更新時に合わせてケアプランチェックを実施。その中で、インフォーマルサービスの活用について検討、ケアプランへの位置づけも周知している。	保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけている	社会資源の少ない地域であるが、近所同士の支援など地域の支え合いについてもインフォーマルサービスと捉え、ケアプランに位置付けている。
48 利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用しているか。	別途周知	具体的な手法の活用には至らなかった。	年度当初に市よりセルフマネジメント推進のための支援の手法の提示を受けている。	市町村より利用者のセルフマネジメントの支援の手法は示されている。	利用者のセルフマネジメントを推進するため、自立支援型地域ケア会議などで学んだ手法を活用している	市より高齢者のセルフマネジメント推進のための視点及び支援の手法について例示されており、職員で共有・活用するように努めている。
49 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市町村から示されているか。	運3 (1) 運7 (5) Iイ	市からの運営方針に明記されており、共有している。	市の地域包括支援センター運営方針にて指針が示されており、それに基づきセンター運営がされている。	市町村にて年に1回、地域包括支援センター運営協議会の場で給付管理サービス事業所の占有率を公表し、評価を受けている。	事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市町村から示されている	市の地域包括支援センター運営方針の中に示されている。
50 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行っているか。	運7 (5) ①E	介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行っている。	システム入力により台帳への入力を行い、業務進捗の管理を各ケース担当で実施している。	進行管理表を作成し、ケアマネジメントの進捗を管理している。	委託先の事業所からのや実施報告をもとに毎月、記録及び進行管理を行っている	委託があった場合は毎月実施報告を確認し、記録及び進行管理を行っている。
3 事業間連携（社会保障充実分事業）						
51 医療関係者と合同の事例検討会に参加しているか。	運8 (1)	地域ケア会議を含めた検討会に3回以上参加できている。	自立支援型地域ケア会議や法人で実施した事例検討会において、医療関係者と合同に事例検討を行っている。	石狩病院主催の事例検討会に参加した。また、今年度は所内の事例検討会に精神科医療機関のMSWを招いて、個別ケースについて事例検討会を開催した。	ケース検討会などを開催し、医療関係者と合同で参加している	今年度は参加がなかった
52 医療関係者と合同の講演会・勉強会等に参加しているか。	運8 (1)	コロナ感染症の影響にて開催が少ない中、1回参加できている。	医療関係者と研修会を開催し、センター職員の参加もある。	認知症地域支援推進員主催の医療講演会等に参加している。	医療関係者と合同の事例検討会に参加している	浜益ケアマネージャーネットワーク会議に診療看護師がメンバーとして参加している。
53 在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っているか。	記載なし	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っている。	在宅医療・介護連携推進事業窓口を設置していない。	石狩市内外の精神科医療機関を訪問し、相談窓口の周知をするとともに、今後の連携体制について意見交換を行った。	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に相談を行っている	区内医療機関は国保診療所のみ。毎月のケースカンファレンスの中で、地域の課題共有についても意識しながら行っている。
54 認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っているか。	運8 (2)	対象者がいる時にはタイムリーに情報共有。	認知症初期集中支援チーム員、認知症地域支援推進員をセンターから派遣。定期的な会議の場で情報共有を行っている。	認知症初期集中支援チームへの相談1件、チーム対象として支援にはつながっていない。ただ、支援方針について協議できている。	今年度、支援対象はいなかったが、情報共有を行っている	対象事例がなかった。
55 生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をしているか。	運8 (3)	生活支援コーディネーターとは毎月包括連絡会議の中で情報交換する他、必要に応じ相談している。	生活支援コーディネーターとは定期的な協議の場があるが、協議体において協議する機会はなかった。	毎月の地域包括支援センター定例会、包括主催の地域ケア会議には、生活支援コーディネーターも参加してもらっている。その中で、地域課題について意見交換を行っている。	生活支援コーディネーター・協議体と高齢者のニーズや社会資源について定期的に協議をしている	生活支援コーディネーターとは毎月のミーティングの他随時相談を行っている。第2層協議体の自治会連合会総会に参加し情報提供を行っている。